

耐震診断の補助を拡充しました

大地震が起きるたびに、住宅の倒壊によって多くの方が亡くなられています。あの時、耐震診断をしておけばよかった、耐震改修をしておけばよかった、と悔やんでも悔やみ切れない方が大勢いるのです。

仮に地震が起きた瞬間にあなたが無事であっても、住宅が壊れてしまっただけではその場で生活をすることはできません。

そこで町では、令和7年度より耐震診断の補助を拡充しましたので、ぜひこの機会に住宅の耐震性能を確認しましょう！！

補助率	1 / 2	➡	2 / 3
補助上限額	5万円		10万円

《町の地震対策における補助制度》

- ①耐震診断・・・診断費用の2 / 3（上限10万円）
- ②耐震改修・・・改修費用の23％（上限50万円）
- ③耐震シェルター・・・設置費用の50％（上限30万円）
- ④ブロック塀等撤去・・・1㎡あたり4,000円（上限5万円）
生垣等設置・・・1mあたり3,000円（上限5万円）

※ ①～③は、昭和56年以前に建築された木造住宅が対象です。

※ ④は、片方だけでは補助の対象になりません。



【お問合せ】伊奈町役場 都市計画課

①～③ 都市計画係

④ 公園緑地係

TEL 048-721-2111（代）

耐震診断

『耐震診断』とは、設計図書などを基に行う予備調査、実際に建物の状況を確認する現地調査などを踏まえ、既存の建物が地震の揺れに対して倒壊しないかを見極めるための調査のことです。

実際の診断費用は、在来木造工法の2階建の場合、10～20万円程度といわれています。

《補助金額》

診断費用の2／3（上限10万円）

耐震診断を実施した結果、

『倒壊する可能性がある』※

『倒壊する可能性が高い』※

『基礎が安全でない』と判定された場合・・・

※ 一般財団法人 日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法又は精密診断法により、上部構造評点が0.7以上1.0未満の場合は『倒壊する可能性がある』、0.7未満の場合は『倒壊する可能性が高い』と判定されます。

いずれか一方の補助を受けられます！

耐震シェルター設置

『耐震シェルター』とは、寝室やリビングなど既存の住宅内に設置することで、地震で住宅が倒壊しても一定の空間を確保してくれる装置のことです。

住みながらの工事が可能な場合もあり、耐震改修に比べて短期間・低コストでの設置も可能な場合があります。

《補助金額》

設置費用の50％（上限30万円）

耐震改修

『耐震改修』とは、耐震診断の結果を基に最適な補強設計を行い、その設計に基づき、実際に補強のための工事を実施することです。

耐震改修工事の総額は、在来工法で構造用合板や筋交いによる補強で、標準的な工事を行った場合、150～250万円程度になることが多いようです。

《補助金額》

改修費用の23％（上限50万円）

- 埼玉県では、平成12年5月以前に建築された木造住宅について、簡易的な耐震診断を無料で実施しています。補助対象となる耐震診断には費用がかかりますので、まずは無料の簡易診断を受けることをお勧めします。

詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

埼玉県越谷建築安全センター 杉戸駐在
電話 0480-34-2385

